

付 議 第 2 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和7年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

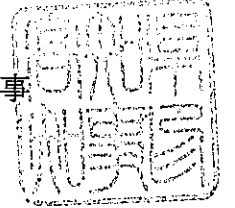
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 355 号
令和 7 年 11 月 13 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「第14条第1項」を「第8条の2、第14条第1項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第8条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内閣府
(平成26年文部科学省令第1号)が一部改正されたことを考慮し、幼保連携型認定こども
厚生労働省
園の運営に関する基準について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県認定こども園条例（抜粋）

高知県認定こども園条例（抜粋）

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）

第 6 条 法第13条第 1 項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

第 6 条 法第13条第 1 項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（1）・（2） 略

（1）・（2） 略

（3） 法第13条第 2 項第 3 号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第 8 条の 2、第14条第 1 項（第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第 1 条第 1 項第 3 号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準

（3） 法第13条第 2 項第 3 号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第 1 項（第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第 1 条第 1 項第 3 号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準

（4） 略

（4） 略

（設備運営基準の向上）

（設備運営基準の向上）

第 8 条 略

第 8 条 略

2 略

2 略

（虐待等の禁止）

第 8 条の 2 職員は、園児に対し、法第27条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

高知県認定こども園条例の一部改正について

概要 ✓ 県の基準条例が規定している設備、運営等の基準について参照している国の基準省令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 改正の背景

✓ 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通り、こどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、児童福祉法等の一部が改正され、虐待対応の強化が図られた。当該法改正の施行に伴い、幼保連携型認定こども園基準府省令において職員による虐待等の禁止に関する規定が整備された。

- ※ 児童福祉施設基準省令の規定の準用
幼保連携型認定こども園基準府省令第13条：幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設基準省令の規定を読み替えて準用する。
→当該準用する規定から虐待等の禁止に係る規定が除外され、新たに幼保連携型認定こども園基準府省令第3条の2に虐待等の禁止の規定が整備された。

2 条例改正の概要

新	旧
<p>(幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準) 第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準) 第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p>
<p>(3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第8条の2、第14条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第17条及び第18条(児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。))を読み替えて準用する部分に限る。)の規定による基準</p>	<p>(3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第17条及び第18条(児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。))を読み替えて準用する部分に限る。)の規定による基準</p>
<p>(虐待等の禁止) 第8条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	

3 施行期日

公布の日